

第 18 号議案

加東市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

加東市職員等の旅費に関する条例（平成 18 年加東市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (4) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
(用語の意義)	(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(3) 〔略〕

(4) 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(5) 〔略〕

〔新設〕

（旅費の支給）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者又はその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(3) 〔略〕

(4) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(5) 〔略〕

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合においては、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることのできた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

〔新設〕

（旅行命令簿）

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依

第3条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中天災等その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることのできた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令簿）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行われ

頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない。

2 〔略〕

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）によって行われなければならない。ただし、旅行命令簿等によるいとまがない場合においては、口頭により旅行命令を発し、又は変更することができる。この場合においては、できるだけ速やかに旅行命令簿に記載するようにしなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で別に定める。
（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 〔略〕

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊

なければならない。

2 〔略〕

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、この変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）によって行われなければならない。ただし、旅行命令簿等によるいとまがない場合においては、口頭により旅行命令を発し、又は変更することができる。この場合においては、できるだけ速やかに旅行命令簿に記載し、又は記録するようにしなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項は、規則で別に定める。
（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 〔略〕

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包

料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

2～5 〔略〕

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

〔新設〕

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ前項までに定める旅費を支給する。

9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について定額により支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

11 〔略〕

第8条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料の額による。

（旅費の請求手続）

第9条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算

括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び旅行雑費とする。

2～5 〔略〕

6 宿泊費は、第15条に定める額を支給する。

7 包括宿泊費は、第15条の2に規定する合計額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額を支給する。

10 着後滞在費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について定額により支給する。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。

12 〔略〕

第8条 1日の旅行において、宿泊手当又は宿泊費（家族移転費のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊手当又は宿泊費の額による。

（旅費の請求手続）

第9条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算

をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求にかかる旅費額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2・3 〔略〕

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、規則で定める。

〔新設〕

〔新設〕

をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求にかかる旅費又は旅費に相当する金額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2・3 〔略〕

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類及び記載事項並びに第2項及び前項に規定する期間は、規則で定める。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えら

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金並びに特別車両料金による。

(1)・(2) 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給するものとする。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロ

れたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金、座席指定料金並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 市長、副市長又は教育長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

(5) 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金、第3号に規定する特別車両料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第4号に規定する座席指定料金は、旅行命令等に従った場合に特別急行列車又は普通急行列車を実際に利用することができるときに限り、支給する。

〔削る〕

メートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの

3 第 1 項の座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する路線による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに限り支給する。

4 特別車両料金は、市長が特にその必要を認めた場合に限り支給することができる。

(船賃)

第 11 条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

(1)～(5) 〔略〕

〔新設〕

2 〔略〕

(日当)

第 14 条 日当の額は、別表第 1 の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める区域への旅行については、同項に定める日当の額の一部又は全部を支給しない。

〔新設〕

〔削る〕

3 第 1 項第 3 号に規定する特別車両料金、同項第 5 号に規定する寝台料金及び同項第 6 号に規定する費用は、市長が特にその必要を認めた場合に限り支給することができる。

〔削る〕

(船賃)

第 11 条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 〔略〕

(宿泊費)

第 14 条 宿泊費の額は、別表第 1 の定額による。

2 規則で定める特別の事情により前項に定める額を超える場合には、同項の規定にかかわらず規則に定める額を上限として実費額を支給する。

3 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(宿泊料)

第 1 5 条 宿泊料の額は、別表第 1 の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

[新設]

(移転料)

第 1 6 条 移転料の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第 2 の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合は、前号に規定する額に相当する額

2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、

(包括宿泊費)

第 1 5 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 1 0 条から前条までの規定による費用の合計額とする。

[削る]

(宿泊手当)

第 1 5 条の 2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第 1 に定める 1 夜当たりの定額とする。

(転居費)

第 1 6 条 転居費の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下同じ。）を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第 2 の定額による額
- (2) 赴任の際家族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
- (3) 赴任の際家族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を移転する場合は、前号に規定する額に相当する額

2 前項第 3 号の場合において、家族を移転した際における転居費の定額が職員が赴任した際の転居費の定額と異なるときは、同号

同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 〔略〕

(着後手当)

第17条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第18条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

(1) 赴任の際、扶養親族を旧住所地から新住所地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとにその移転の際における年齢に従い次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料の2分の1に相当する額

〔新設〕

の額は、家族を移転した際における転居費の定額を基礎として計算する。

3 〔略〕

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費の額は、別表第1の宿泊手当定額の5夜分及び宿泊費定額の5夜分に相当する額による。

(家族移転費)

第18条 家族移転費の額は、赴任の際、家族を旧住所地から新住所地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における家族1人ごとにその移転の際における年齢に従い次の各号に規定する額の合計額による。

(1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊費に相当する額

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

(2) 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

〔新設〕

- 2 前項第1号アからウまでの規定により鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前2項の規定を適用する。

〔新設〕

第26条 〔略〕

別表第1（第14条、第15条、第17条関係）

(3) 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊費の2分の1に相当する額

- 2 前項第1号から第3号までの規定により鉄道賃、船賃、車賃、宿泊費を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、家族移転費の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして前2項の規定を適用する。

（旅費の返納）

第26条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第27条 〔略〕

別表第1（第14条、第17条関係）

区分	日 当（１日につき）	宿 泊 料（１夜につき）	
		甲 地 方	乙 地 方
特別職の職員	1, 2 0 0 円	1 3, 1 0 0 円	1 1, 8 0 0 円
その他	1, 2 0 0 円	1 0, 9 0 0 円	9, 8 0 0 円

この表において、「特別職の職員」とは、市長、副市長、教育長及び議会の議員をいう。

別表第 2（第 1 6 条関係）

移 転 料

〔略〕

区分	宿 泊 手 当（１夜につき）	宿 泊 費（１夜につき）	
		甲 地 方	乙 地 方
特 別 職 の職員	2, 2 0 0 円	1 3, 1 0 0 円	1 1, 8 0 0 円
その他	2, 2 0 0 円	1 0, 9 0 0 円	9, 8 0 0 円

この表において、「特別職の職員」とは、市長、副市長、教育長及び議会の議員をいう。

宿 泊 費の欄中甲地方とは、東京都特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、川崎市、福岡市、広島市、千葉市、さいたま市、堺市及び相模原市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

別表第 2（第 1 6 条関係）

転居費

〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加東市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 2 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の加東市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権

者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

（加東市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正）

4 加東市証人等の費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
（実費弁償） 第2条 〔略〕 2 前項の規定により支給する旅費の額は、加東市職員等の旅費に関する条例（平成18年加東市条例第45号。<u>以下「旅費条例」という。</u>）別表第1の区分の欄その他の例による。<u>ただし、旅費条例第14条第2項の規定は適用しない。</u> 3 〔略〕	（実費弁償） 第2条 〔略〕 2 前項の規定により支給する旅費の額は、加東市職員等の旅費に関する条例（平成18年加東市条例第45号）別表第1の区分の欄その他の例による。 3 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第 18 号議案 要旨

加東市職員等の旅費に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 用語の意義を改めること。（第 2 条関係）
- (2) 旅費相当分の金額を旅行役務提供者に支払うことができる旨を定めること。（第 3 条関係）
- (3) 旅行命令及び旅費の請求を電磁的方法により処理することができる旨を定めること。（第 4 条及び第 9 条関係）
- (4) 旅費種目の名称及び内容を改めること。（第 6 条及び第 8 条関係）
- (5) 鉄道賃の特急料金及び急行料金の距離制限を廃止し、運賃に付随する費用を運賃として認める規定を加えること。（第 10 条関係）
- (6) 船賃に付随する費用を運賃として認める規定を加えること。（第 11 条関係）
- (7) 日当を削り、特別の事情がある場合に限り、規則で定める額を上限として宿泊費を実費支給できる旨を定めること。（第 14 条関係）
- (8) 旅行役務提供者に対して支払う旅費を包括宿泊費として定めること。（第 15 条関係）
- (9) 宿泊手当を定めること。（第 15 条の 2 関係）
- (10) 転居費及び家族移転費の支給対象者の扶養要件を廃止すること。（第 16 条及び第 18 条関係）
- (11) 着後滞在費の額を改めること。（第 17 条関係）
- (12) 条例又は規則に違反して旅費を支給した場合は旅行した職員から旅費を返納させることとし、そのときには給与又は旅費から差し引くことができる規定を定めること。（第 26 条関係）
- (13) 所要の文言整理を行うこと。（第 4 条及び第 5 条関係）
- (14) 加東市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正すること。（附則第 4 項関係）

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日